

新旧対照表

都市計画部建築指導課

現行	改正（案）																		
（手数料の免除） 第3条 市長は、災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合で、当該災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するときは、手数料条例第5条の規定に基づき、当該工事に係る確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）を免除することができる。ただし、当該建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、当該兼ねる部分の延べ面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満であるものに限る。 （確認申請書の添付図書） 第4条 省令第1条の3第7項の規則で定める図書及び書面（以下「図書等」という。）は、次の表に掲げるものとする。 <table><tr><th>建築物等の種類</th><th>図書等の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>物品販売業を営む店舗（床面積の合計が3,000平方メートル以</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	建築物等の種類	図書等の種類	明示すべき事項	（略）			物品販売業を営む店舗（床面積の合計が3,000平方メートル以	（略）	（略）	（手数料の免除） 第3条 市長は、災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合で、当該災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するときは、手数料条例第5条の規定に基づき、当該工事に係る確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料を免除することができる。ただし、当該建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、当該兼ねる部分の延べ面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満であるものに限る。 （確認申請書等の添付図書） 第4条 省令第1条の3第7項(省令第8条の2の2において準用する場合を含む。)の規則で定める図書及び書面（以下「図書等」という。）は、次の表に掲げるものとする。 <table><tr><th>建築物等の種類</th><th>図書等の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>物品販売業を営む店舗（当該店舗の用途に供する部分の床面</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	建築物等の種類	図書等の種類	明示すべき事項	（略）			物品販売業を営む店舗（当該店舗の用途に供する部分の床面	（略）	（略）
建築物等の種類	図書等の種類	明示すべき事項																	
（略）																			
物品販売業を営む店舗（床面積の合計が3,000平方メートル以	（略）	（略）																	
建築物等の種類	図書等の種類	明示すべき事項																	
（略）																			
物品販売業を営む店舗（当該店舗の用途に供する部分の床面	（略）	（略）																	

上のものに限る。)の用途に供する建築物		
(略)		

(工事施工者の決定等の届出)

第7条の2 建築主等は、法第6条第1項の規定による確認の申請をするときまでに、工事施工者を定めることができないときは、当該建築物の工事に着手するまでに、記載事項決定(変更)届を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(申請書等の取下げ届)

第8条 法、政令、省令及びこの規則の規定により市長又は建築主事に申請書、届出書、報告書及び通知書(以下「申請書等」という。)を提出した者は、市長又は建築主事が許可、認定、承認又は確認(以下「許可等」という。)をする前に当該申請書等を取り下げようとする場合は、申請書等取下げ届(様式第11号)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

(特定建築物の定期報告)

第13条 (略)

積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。)の用途に供する建築物		
(略)		

(工事施工者の決定等の届出)

第7条の2 建築主等は、法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知(第15条第1項において「確認の申請等」という。)をするときまでに、工事施工者を定めることができないときは、当該建築物の工事に着手するまでに、記載事項決定(変更)届を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(申請書等の取下げ届)

第8条 法、政令、省令及びこの規則の規定により市長又は建築主事若しくは建築副主事(以下「市長等」という。)に申請書、届出書、報告書及び通知書(以下「申請書等」という。)を提出した者は、市長又は市長等が許可、認定、承認又は確認(以下「許可等」という。)をする前に当該申請書等を取り下げようとする場合は、申請書等取下げ届(様式第11号)を市長等に提出しなければならない。

(特定建築物の定期報告)

第13条 (略)

2 (略)

3 前項の報告は、省令第5条第3項本文に規定する報告書により行わなければならない。

4 前項の報告書は、報告する日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

5 (略)

(特定建築設備等の定期報告)

第14条 (略)

2 法第12条第3項の規定による報告は、毎年、次の各号に掲げる建築設備の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) (略)

(2) 政令第129条の3第1項第3号に掲げる昇降機並びに政令第16条第3項第2号に規定する防火設備及び前項に規定する防火設備（以下「小荷物専用昇降機等」という。） 次に掲げる小荷物専用昇降機等の区分に応じ、それぞれ定める日

ア 次に掲げる小荷物専用昇降機等 5月31日

(ア) 平成28年6月1日において設置されている小荷物専用昇降機等

(イ) 平成28年6月2日から平成29年5月31日までの間に、小荷物専用昇降機等を設け、又は築造した者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付（以下

2 (略)

(削除)

3 省令第5条第3項本文に規定する報告書は、報告する日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

4 (略)

(特定建築設備等の定期報告)

第14条 (略)

2 法第12条第3項の規定による報告は、毎年、次の各号に掲げる建築設備の区分に応じ、当該各号に定める日又は期間に行わなければならない。

(1) (略)

(2) 政令第129条の3第1項第3号に掲げる昇降機(ア及びイにおいて「小荷物専用昇降機」という。)並びに政令第16条第3項第2号に規定する防火設備及び前項に規定する防火設備（ウにおいて「防火設備」という。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日又は期間

ア 次に掲げる小荷物専用昇降機 5月31日

(ア) 平成28年6月1日において設置されている小荷物専用昇降機

(イ) 平成28年6月2日から平成29年5月31日までの間に、小荷物専用昇降機を設け、又は築造した者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付（以下「検

「検査済証の交付」という。)を受けた小荷物専用昇降機等
イ 平成29年6月1日以後に小荷物専用昇降機等を設け、又は築造
した者が検査済証の交付を受けた小荷物専用昇降機等 当該検査
済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の末日
(新設)

(新設)

(新設)

(工事監理者の決定等の届出)

第15条 建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定め
なければならない建築物を建築しようとする場合には、確認申請書に
工事監理者を明記しなければならない。ただし、確認の申請の時まで
に工事監理者を定めることができないときは、当該建築物の工事に着
手するまでに、工事監理者(決定・変更)届(様式第22号)を市長に
提出しなければならない。

2 (略)

(し尿浄化槽を設ける区域)

第23条の2 政令第32条第1項の表の市長が定める衛生上特に支障があ
ると認めて規則で指定する区域は、水戸市全域とする。

(垂直最深積雪量)

第23条の3 政令第86条第3項に規定する垂直最深積雪量は、30センチ
メートルとする。

(指定確認検査機関への適用)

査済証の交付」という。)を受けた小荷物専用昇降機
イ 平成29年6月1日以後に小荷物専用昇降機を設け、又は築造し
た者が検査済証の交付を受けた小荷物専用昇降機 当該検査済証
の交付を受けた日の属する月に応ずる月の末日

ウ 防火設備 7月1日から12月28日まで

3 前項の報告書は、報告する日前3月以内に調査し、作成したもので
なければならない。

4 省令第6条第4項に規定する規則で定める書類は、付近見取図及び
配置図とする。

(工事監理者の決定等の届出)

第15条 建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定め
なければならない建築物を建築しようとする場合には、確認の申請等
に係る申請書又は通知書に工事監理者を明記しなければならない。た
だし、確認の申請等の時までに工事監理者を定めることができないと
きは、当該建築物の工事に着手するまでに、工事監理者(決定・変
更)届(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(し尿浄化槽を設ける区域)

第23条の2 政令第32条第1項第1号の表の市長が定める衛生上特に支
障があると認めて規則で指定する区域は、水戸市全域とする。

(垂直積雪量)

第23条の3 政令第86条第3項に規定する垂直積雪量は、30センチメー
トルとする。

(指定確認検査機関への適用)

第23条の4 法第6条の2の規定による確認及び法第7条の2の規定による完了検査については、第4条、第19条及び前2条の規定を適用する。

(許可等の取消し)

第24条 市長又は建築主事は、建築主等又は申請者がこの規則により申請書に虚偽の記載をして許可、指定、承認又は認定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。

様式第2号(第4条、第5条関係)

工場調書			地域		
年 月 日			地区		
1 所在地 水戸市 町 丁目					
2 工場名		3 工場主氏名			
4 業種・生産品名		5 設計者氏名			
6 作業及び設備の概要(記入しきれないときは、別紙に記入してください。)					
7 区分	基準年月日	現在	工事に伴う除却部分	申請分	合計
8 敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
9 建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
10 床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

第23条の4 法第6条の2第1項の規定による確認、法第7条の2第1項の規定による検査、法第18条第4項の規定による通知及び同条第23項の規定による検査については、第4条、第19条及び前2条の規定を適用する。

(許可等の取消し)

第24条 市長等は、建築主等又は申請者がこの規則により申請書に虚偽の記載をして許可、指定、承認又は認定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。

様式第2号(第4条、第5条関係)

工場調書				
1 所在地 水戸市 町 丁目				
2 用途規制にかかる地域・地区等				
3 工場名		4 工場主氏名		
5 業種・生産品名		6 設計者氏名		
7 作業及び設備の概要(記入しきれないときは、別紙に記入してください。)				
8 区分	基準年月日	工事に伴う除却部分	現在	申請分
9 敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²
10 建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²
11 床面積	m ²	m ²	m ²	m ²

内 訳	ア 作 業 場	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	イ 事 務 所	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	ウ 倉 庫	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	エ 厚 生 施 設	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	オ そ の 他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
11	原 動 機	KW	KW	KW	KW	KW
12	従 業 員 数	人	人	人	人	人
13 常時貯蔵する危険物		14 製造又は他の事業を含む工場 において処理する危険物				
品 名	最 大 数 量 (l・kg)	品 名	最 大 停 滞 量 (l・kg)			

様式第 11 号(第 8 条関係)

申 請 書 等 取 下 げ 届

年 月 日	
水戸市長 建築主事	様
申請者 住 所 氏 名	
下記の申請は都合により取り下げたいので、水戸市建築基準法施行細則第 8 条の規定により届け出ます。	
1 受付年月日・受付 番号	年 月 日 第 号

内 訳	ア 作 業 場	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	イ 事 務 所	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	ウ 倉 庫	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	エ 厚 生 施 設	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	オ そ の 他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
12	原 動 機	KW	KW	KW	KW	
13	従 業 員 数	人	人	人	人	
14 常時貯蔵する危険物		15 製造又は他の事業を含む工場 において処理する危険物				
品 名	最 大 数 量 (l・kg)	品 名	最 大 停 滞 量 (l・kg)			

様式第 11 号(第 8 条関係)

申 請 書 等 取 下 げ 届

年 月 日	
水戸市長 建築(副)主事	様
申請者 住 所 氏 名	
下記の申請は都合により取り下げたいので、水戸市建築基準法施行細則第 8 条の規定により届け出ます。	
1 受付年月日・受付 番号	年 月 日 第 号

2 建築主等住所・氏名		
3 設計者住所氏名		
4 敷地の地名・地番		
5 建築物の用途		
6 理由		
※ 受付	※ 消防同意	※ 決裁
年 月 日 第 号 係員氏名		

注 ※印欄は，記入しないでください。
 様式第 13 号(第 10 条関係)
 建築物の是正措置命令書

2 建築主等住所・氏名		
3 設計者住所氏名		
4 敷地の地名・地番		
5 建築物の用途		
6 理由		
※ 受付	※ 消防同意	※ 決裁
年 月 日 第 号 係員氏名		

注 ※印欄は，記入しないでください。
 様式第 13 号(第 10 条関係)
 建築物の是正措置命令書

第 号 年 月 日		
様		
水戸市長 印		
建築基準法第9条第1項の規定に基づき次のとおり措置をとることを命じます。		
違反 事実	区 分	建 築 物 ・ 建 築 物 の 敷 地
	所 在 地	
	違 反 条 項	
措置 の 内容	対 象 建 築 物	所 在 地
		構 造 規 模
	措 置 事 項	
注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して、審査請求をすることができます。 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市		

第 号 年 月 日		
様		
水戸市長 印		
建築基準法第9条第1項の規定に基づき次のとおり措置をとることを命じます。		
違反 事実	区 分	建 築 物 ・ 建 築 物 の 敷 地
	所 在 地	
	違 反 条 項	
措置 の 内容	対 象 建 築 物	所 在 地
		構 造 規 模
	措 置 事 項	
注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して、審査請求をすることができます。 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市		

を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この命令に違反した場合は、3年以下の懲役又は3,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第16号(第10条関係)

工 事 の 施 工 停 止 命 令 書
第 号
年 月 日

住所

氏名 様

水戸市長 印

あなたが に建築中の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法第9条第10項前段の規定により、工事の施工を直ちに停止することを命じます。

- 注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市

を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この命令に違反した場合は、3年以下の拘禁刑又は3,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第16号(第10条関係)

工 事 の 施 工 停 止 命 令 書
第 号
年 月 日

住所

氏名 様

水戸市長 印

あなたが に建築中の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法第9条第10項前段の規定により、工事の施工を直ちに停止することを命じます。

- 注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市

を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この命令に違反した場合は、3年以下の懲役又は3,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第17号(第10条関係)

作 業 の 停 止 命 令 書
第 号
年 月 日

住所

氏名 様

水戸市長 印

あなたが に建築中の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法第9条第10項後段の規定により、工事に係る作業を直ちに停止することを命じます。

- 注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起す

を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この命令に違反した場合は、3年以下の拘禁刑又は3,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第17号(第10条関係)

作 業 の 停 止 命 令 書
第 号
年 月 日

住所

氏名 様

水戸市長 印

あなたが に建築中の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法第9条第10項後段の規定により、工事に係る作業を直ちに停止することを命じます。

- 注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起す

ることができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

ることができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この命令に違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第13号注3、様式第16号注3及び様式第17号注3の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和7年12月28日までの間における改正後の第14条第2項第2号ウの規定の適用については、同号ウ中「7月1日」とあるのは、「水戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(令和7年水戸市規則第 号)の施行の日」とする。